事務所通信

No. 339
令和７年８月１日

トピックス　～　配偶者をめぐる税制の優遇措置　～

今号では、配偶者をめぐる所得税､贈与税および相続税の優遇措置について概要をまとめました。今回はＱ＆Ａ形式でお届けします。詳しくは当事務所にお尋ねください。

【所得税：配偶者控除・配偶者特別控除】

Q：配偶者の収入がいくらまでであれば、私が配偶者（特別）控除を受けられますか？

A：その配偶者の年間の合計所得金額が 58 万円（収入が給与のみの場合、年収 123 万円）以下です。また、配偶者の所得が 58 万円超 133 万円（同じく年収 201 万 5,999 円）以下であれば、代わりに配偶者特別控除を受けられる余地があります。

Q：私は青色申告の個人事業者で、配偶者が事業専従者です。年収は 96 万円です。配偶者控除は受けられますか？

A：いいえ。配偶者（特別）控除は､配偶者の所得を世帯の外からのものを想定しています。青色申告事業者のあなたから得た専従者給与は、全額があなたの所得から控除され、その時点で税負担を軽くする目的が達成されていますので、重ねて配偶者控除を受けることはできません。

【贈与税と配偶者】

Q：夫婦間の贈与では贈与税が軽減されると聞きましたが、どういうことですか？

A：居住用の不動産を配偶者へ贈与したり、贈与した金銭を配偶者が居住用の不動産の取得に充てたときは、贈与された不動産や金銭を含む１年間の受贈財産の価額から 2,000 万円を限度として控除されるなど、贈与税の負担が軽減されます（相続税法 21 条の 6）。

Q：結婚してすぐこの特典を使えますか？

A：婚姻期間が 20 年以上必要です。あくまでも法律婚が要件であり、内縁関係等の事実婚では対象となりません。また、贈与され､または取得した居住用不動産には、贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日までに住み始め、かつその後も居住し続ける見通しがなければなりません。

Q：その他に、夫婦間（子供や孫も含む。）の贈与で贈与税が軽減される場合はありますか？

A：配偶者や親・祖父母間には相互扶助義務があります（民法 752 条）ので、相手から生活費や教育費を贈与されたときは、通常必要と認められる範囲では贈与税がかかりません（相続税法 21 条の 3）。

【相続税と配偶者】

Q：配偶者は相続税でも優遇措置があると聞いたのですが？

A：相続人である配偶者については、相続財産のうち１億６千万円または法定相続分（子供がいる場合、２分の１）のどちらか多い金額までは、相続税がかからないことになっています（配偶者の税額の軽減）。

Q：他に相続人がいても遺産の全てを配偶者に相続させれば、最も節税につながるのでは？

A：その後配偶者が亡くなった場合（二次相続）を考えると、一概には言えません。通常、二次相続では法定相続人が一人減るため基礎控除額が 600 万円減少し、その分相続財産の課税価額が多くなり、配偶者固有の財産を含めると累進税率も高くなる結果、一次相続と二次相続を通算するとかえって税負担が多くなる場合があります。

Q：相続人間で揉めていて、遺産分割が申告期限までに終わりそうにありません。

A：相続税の額は、各相続人・受遺者が実際に取得した財産を基に計算するため、相続税の申告期限までに分割されていない財産は配偶者の税額軽減の対象になりません。ただし、申告期限から３年以内に分割する見込みがあるときは、所定の手続きを経て税額軽減を受けることができます。

（再）暑中お見舞い申し上げます

梅雨も雀の涙程度で（場所によっては線状降水帯の発生による集中豪雨もありましたが）正に盛夏を迎えております。気象庁の長期予報では８月はおろか、９・１０月も３０度を超える真夏日が連続することが予想されております。適切な環境保全に努め、体調管理に一層留意していきましょう。

まずは政治状況の大きな変化のうねりについて。

昨年の衆議院選挙に続き、今回の参議院選挙に於いても、自民党を中心とした伝統的な保守政党が民意を捉えきれなくなっている、あるいは不満や不安を解消する政策を提起できなかった結果が表れた感がします。もっとも、高度成長期のようにパイが大きくなっていく過程であれば、減税や福祉の充実に対する予算措置も可能でしょうが、税収の伸び悩みが続く現状では国民・納税者に対して魅力的な対案を出せなかったというのが実情のようです。この結果、自民党系の保守支持層は、伝統的な保守、戦前回帰のより強硬な保守、中道寄りの穏健保守、に票が３分化しております。従来、多くの小選挙区で野党系が一本化できず、自民党系が相対的に優位に働いておりました。ところが、今回は野党系以上に保守系が３分化されたため、本家自民党票が相対的に後退を余儀なくされた結果と言えます。単純な比例選挙区制度であれば、自民党系の長期低落傾向がもっと早く顕在化していたのが、漸くにして小選挙区制度下においても民意が結果に反映したと評することができます。

政局的には、石破総理に対する辞任要求が高まり、場合によっては総裁選挙が前倒しされ、新たな総裁・総理によってリーダーシップがいかに発揮されるか、はたまたどのような政策を打ち出すのか、自然界の暑さに負けない熱い政治の季節が始まりそうです。少数与党に転落して、野党系がこぞって消費税の減税を求めている以上、残された財源確保策としては、漫然と赤字国債に頼るのか、金融所得課税と法人税の抜本的な見直しに踏み切るか、という二者択一になるのではないでしょうか。

具体的には、あらゆる所得を総合課税の対象にすることを視野に入れつつ、当面の政策としては、金融所得の申告分離課税を維持しながらも、２段階、ないしは３段階の比例税率を導入するというものです。例えば金融所得が１億円以下は現状通り 20%を維持し、5 億円以下は 30%、それ以上は 40%とするなどです。もっとも、これらの段階税率の採用の現実的な可能性としての最大のネックは金融所得の全体をいかにして正確に把握できるか、という点です。支払調書・名寄帳の抜本的な整備を始めとした課税技術の一層の整備の実現を期待するものです。この難点が克服できれば、現行法の通り、総合課税との選択性を維持することにより、過度な課税強化を回避することは可能となります。

加えて、法人税法においては、従来の「法人擬制説」（端的に言うと、法人は個人株主の集合体でしかなく、法人税は所得税の前払であるため、低い一定税率が望ましいとする説）から卒業して、現実的な「法人実在説」に基づいて、一定程度の超過累進税制を導入するものです。具体的には、800 万円以下に適用されている 15%を 5000 万円以下に拡大する（中小法人にとっては減税効果をもたらします）一方、5 億円までは 23.1%（現状維持）、10 億円までは 30%、100 億円までは 35%、100 億円超は 40%とする（決してこれらの税率は過大というものではなく、過去において実際に適用されていた数値に近いものです）。確かに、国際競争力を阻害するといった猛烈な反論が経団連あたりから出てくることも予想されますので、ひとつの問題提起としてご理解いただければ幸いです。野党がこれらの税制改正法案を「消費税減税法案」とセットにして提案すれば、国会の現状として、「絵に描いた餅」に終わらない可能性が出てくのではないでしょうか。

≪和奏（わかな）・遼真（りょうま）通信≫

和奏から少し前に長大なメッセージが届いておりました。のんびりした大学生活を送っているかと思いきや、先月からスーパーでのアルバイトを始め、慣れないレジ打ちや商品の陳列等に従事して、忙しく目まぐるしい毎日のようです。幸いにして人間関係は良好とのことで安堵していますが、大学最初の試験準備もあって、ホームシックとは無縁そうです。今頃はやっと夏休みとなり、ほっとしていることでしょう。一方、遼真は先月の野外キャンプでは、一時的に雨に降られたものの、川での魚つかみ体験やキャンプファイヤーなど、期待通り、友達との楽しい思い出ができたようです。また次に会った際には話題のおすそ分けとともに、成長ぶりを確認したいものです。

（令和７年８月１日　所長　橋本）